

～ 学校徴収金（諸経費）を納入していただいたうえで ～



「就学奨励費」という、経費の一部を支給する制度があります。

茨木支援該当経費

教科書代・ICT機器	● <u>段階</u> に関係なく支給されます 事務で一括して手続きします。就学奨励費は直接業者へ支払われます。明細書は合算された数字で保護者に配布されます。 (但しICT機器については、所得証明書が必要)
新入学学用品購入費（3月の説明会以降のレシートから有効）	● <u>段階</u> に応じて支給されます。 ●この2つの経費は、ご家庭で購入された学用品、通学用品等のレシート及び領収書を提出していただく経費です。
学用品・通学用品購入費（4月のレシートから有効）	●なお、レシート・領収書は所定の用紙に張り付けてご提出いただきますが、ルールに従ってご提出いただきます。
通学費	● <u>段階</u> に関係なく支給されますが、証拠書類が必要です。（定期券のコピー等）また、最も経済的な通常の経路及び方法によります。
給食費 修学旅行費（校外活動含む）	● <u>段階</u> に応じて支給されます。

※教科書代・通学費以外はそれぞれに限度額が決められています。

支給の基準

入学者全員に該当経費にかかった費用全額支給されるわけではありません。

ご家庭の前年度の所得の合計で段階（支弁段階）が決定されます。

支弁段階1（全額支給）

支弁段階2（半額支給）

支弁段階3（支給無）

※辞退いただくこともできます。

★ご辞退されますと、ICT機器（限度額50000円）支給対象から除外されますので、所得証明発行依頼手続きをされることをおすすめします。

★尚、所得証明発行依頼の手続きにつきましては、適宜ご案内いたします。

その他の手続き

入学後適宜ご案内いたします。